

# 決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 16 年 11 月 12 日  
〔第 3 日〕

午前9時27分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

12月10日に引き続いて委員会を再開します。

決算審査特別委員長（末次利男君）

災害復旧費から最後の予備費までの決算書201ページから206ページまで、行政実績報告書では67ページから69ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 災害復旧費・公債費・予備費の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたが質疑の方は必ず挙手で発言を求め許可を得てからページ数を言って質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

中溝委員

行政実績報告書68ページの交際費の中の一時借入金の利子が27,000円ありますがこれは起債償還のための一時借り入れですか。それとも一般ですか。

財政課長（大串君義君）

一時借入金は資金運用で3億円を一時借り入れ致しまして、歳計現金の不足のほうに充当するというようなことでその分の利息であります。長期債の借り入れの利息ということではございません。

中溝委員

3億借りて27,000円であれば、期間はわずかだったのですか。何のために、運用、どのような内容ですか。

財政課長（大串君義君）

内容としては、年度末になれば収入役室で支払いとか多発するものですから、そういうための資金借り入れというようなことで年度末に3億円借り入れを致しております。期間としては7日間。年利でいきますと0.4%。現在、基金等も持っておりませんので、定期預金をしている金融機関に低金利で貸してもらっているということです。

恵崎委員

その15年度末現在の4,684,065千円ですか、これの交付税の措置額は大体いくらになって何%ぐらいになりますか。

財政課長（大串君義君）

交付税の措置額としたしましては2,828,237千円。率にしまして、60.4%を交付税が占めているということになります。

恵崎委員

交付税措置というのは、例えば年度年度のことでしょうけど。基準財政需要額に結局\_\_\_\_\_ということですか。別に交付税、その分が、基準財政需要額が太くなるということですか。

財政課長（大串君義君）

そのとおりです。

恵崎委員

間違いなくずっと来ているわけですね。その分は。

財政課長（大串君義君）

今現在は来ております。ただ今後、交付税が削減された場合、これをどうするかということ\_\_\_\_\_。

恵崎委員

年々全体的に交付税が減っているということで行けば、この分は間違いなく来ていると。それでは減っているというのは段階補正ですか。割り増し率が減るとかそういうのが一番多いわけですか、その辺を詳しく分かり易く教えてください。

財政課長（大串君義君）

今現在のところは、公債費にかかる分の交付税減少額というのが\_\_\_\_\_、その他の分で交付税の全体額が減っているものですから、対比を減らすとか、人口に対して対比がありますけれども、その対比を減らせば、\_\_\_\_\_。段階補正ということで、割増率を掛けてやる。\_\_\_\_\_。

恵崎委員

その単位起用というのは、結局合併してもしなくても、単位起用というのはそのまま国が決める基準で、合併したところは多くするとかそういうことじゃないわけですね。一般的には合併して人口が増えれば、交付税を一本算定すれば、当然人口が増えるので一人当たりの基準財政需要額ぐらい小さくなるわけでしょう。その辺が今の合併議論の中で合併しなかったら交付税が減ると言う。まあ、しなくても減ることは減るのでしょうが、誤解を招くような。私に言わせると、そういうことがあまりにも\_\_\_\_\_しているような感じなので、しても減ることは減るわけですね、ただ一本算定したら極端に減るわけですね、交付税は。それでは結局、だれも合併するところはないわけですね一般的には、それを食い止めるために10年間だけを、元の自治体で計算しましょうということになっているわけでしょう。一般的には一本算定すると減るので別々に計算したほうが増えるわけではないのですが、決して全体価格が増えるわけではないですね。その辺が誤解したような言い方をしている人が結構いらっしゃる。なんか合併しないと減る、

合併しないと減るといふ誤解があつて、そういうところがなかなか難しいところがあつて、そうですそうですといふような、説明するのが面倒だからといふようなそういうことを言っているような感じがするのですが。財政が厳しいのは、別にしてもしなくても一緒ということですね。

中溝委員

その問題に関連して、交付税問題といふのは、合併しても合併しなくても変わりはないわけで、国としては財源が不足しているからこそ、合併をさせてそしてその上に今言ふ様な起債の交付税措置がうんと減ってくるわけですよ。そういうようなデメリットがあるわけですよ。それで県としてもやはり、合併した場合、あるいは単独でいく場合、17年18年の交付税の交付の措置額の展望といふものをどういふふうにするのか、全く読めないのがプロの立場です。かりに合併をした場合の交付税額、あるいは合併しなくて単独の交付税の算定額をして、それを合計した場合、その分が多ければ二者択一でどっちも選択してよらしいといふのが、合併する団体の一つの優先順位を持っているわけですから、合併しても合併しなくても交付税が非常に厳しくなるといふのが当然のことですよ。この辺を全部が誤解しているわけですから、私はこの辺をもう少し勉強して、そして、将来の確實ある展望を探っていくことが第一ではないでしょうか。もう一つは、今、起債に対する交付税の措置額が28億2800万円といふふうに、今の起債残高が46億8400万円といふふうになっているので、後の残りはわずかな金額じゃないですか。後は20億ないですね、そしたら、これには15年度までが臨時財政対策債といふのがトータルで、13・14・15が13年度に8千何百万円と、14年度に1億7千いくら、15年度に3億4千いくらといふことがあつて、トータルで6億8百60万円の臨時財政対策債が計上をされているわけですよ。これを引けばトータルで残額10何億になるのではないですか。その辺の数字が正確にいくらぐらいなのか。そしてまた16年度まで行けば、これが臨時財政対策債といふ8億5千7百60万円になっているわけですよ。相当な額に成るわけですよ。これは、国が交付税で措置しなければならぬものを財源がないから町が起債をすることによつて、担保の補償をしますよといふ約束手形ですよ。当然引いたとすればいくら残るかといふことですよ。たくさんは残らないと思ひますよ。それに対して交付税額といふのは、15年度で交付税そのものが20億7800万円来ている訳ですよ。その中に還付される交付税の措置額がいくらになっているのか。年々もう3年度になるわけですから、今までは利息の分を国が3年間分払つてきていると思ひますが、しかし、16年度から元金の償還が始まるわけですよ、臨時財政対策債は、それが16年度から元利合計いくらになっていくのか、それを数字で示してください。

財政課長（大串君義君）

臨時財政対策債の話がありましたけれども、\_\_\_\_\_交付税措置が\_\_\_\_\_。

中溝委員

それは28億いくら中に入っているといっているでしょう。年々今言ったように15年度20億78百万円交付税が来ている訳でしょう。その中で単年度がいくらに当たっているのかの数字が読めないものですから。臨時財政対策債の6億800万円のいくらになっているのかを定かにしてください。

財政課長（大串君義君）

平成15年度の普通交付税に算入されている公債費の額は139,815千円。臨時財政対策債の変換にかかる分は2,212千円は、利息分だと思います。

中溝委員

報告書の8ページ。政府資金の起債関係が3,096,000千円となっていますが、年々13,981万円ですか。

財政課長（大串君義君）

そういうことではありません。いろいろな縁故資金ということで、この分が借り入れた分についても\_\_\_\_\_トータルで13,981万円の公債費が\_\_\_\_\_。

中溝委員

臨時財政対策債が16年度で8億あまり、15年度で6億あまりあるわけですが、当然起債の制限基準を決めるところの起債制限比率のパーセンテージにも影響してくるということで、太良町の場合は7.6%なのでまだまだ余裕があるわけですが、境界線にある市町村は、仕事をするために起債をしようとしても許可基準の比率の限度があるので、合併しても借りられないということも出てくるとは思います。その辺はどうですか。

財政課長（大串君義君）

そこまで考えが及んでおりません。

中溝委員

太良町には関係がないので参考として聞いているのですが、だいたい起債制限比率のパーセンテージのウエートを掛けてくるというのが事実です。

助役（木下義猛君）

制限比率は適用しますとちゃんといっています。

財政課長（大串君義君）

起債制限比率については、分母で一般財源がこれだけありますよと、それに対して分子として支出する分の一般財源と、その中から、それぞれ分子についても分母についても公債費、普通交付税で算入されている公債費については、それぞれ差っぴくもんですから、臨時財政貸借債借りたというのは、起債制限比率が上がるというのが公債比率には反映しますけれども、起債制限比率については反映はしません。

中溝委員

まあ、わずかなものでしょうね。

恵崎委員

合併特例債の比率についてはどこでも\_\_\_\_\_。

吉田委員

\_\_\_\_\_。聞き取り不能

財政係長（田中照海君）

今財政のほうでは、あらの数字ですけれども中期財政計画というものを策定しております。それについて財源の確保については、従来どおり今まで借りていた内容については起債ですと、借り入れをした後の所管額を見ますと、一番最高年度が平成20年で617,000千円ですけれども、それについては歳出の何%かという率を申し上げますと、公債費の構成比率で言いますと16年度が8.9だったのが、最高の20年で言いますと歳出の占める割合で言いますと14.3%になります。

中溝委員

その問題について報告書の13ページをみると年度の一般会計決算規模がのっていますが、太良町の場合は、7年が5,132,000千円、9年が5,119,000千円、10年が57億、11年が6,566,000千円。12年度が59億、約60億。13年度が5,250,000千円、14年度が53億、15年度が55億というように、非常に太良町は予算規模を大きくして、住民の皆さんに腹いっぱいサービスをしているわけです。鹿島は太良町の3倍あるわけですから、単純に言えば150億ぐらいの予算を組んでこななければ、行政のサービス比率には対等にならないわけですが150億じゃなくて115億か120億の予算ですずっと来ているわけです。県下で人口一万ちょっとぐらいで、これだけの予算規模でやってきたのはあまりないわけです。ほとんど10年近くでやってきている市町村というのはいないわけです。この辺でメスを入れて、塩田は38億から40億ぐらいしか組んでいないのですよ。外の市町村あたりでも東与賀は29億ぐらいしか組んでいないのですよ。このような決算規模でやっているわけですから、今後は十分見直して、今までは起債をさうとう起こしてきたわけですから、ここでブレーキを掛けてやっていくというような財政運営でないと難しいわけです。塩田は公債額が7億越えているわけですよ。それで、塩田はどうしてもやっていけないという状況にたたされています。太良町もこれだけ大規模な予算措置をしていたけれども、この辺で見直していかないと大きな財政欠陥が生じてくるという恐れがありますので、担当者は十分配慮しながらしていただきたいと思います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

入れ替えのため暫時休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時10分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

これで歳出の審査は終わりましたので、ただいまから歳入と財産の調査に関する審査に入ります。

決算書 15 ページから 62 ページまで及び 309 ページから 319 ページまで、行政実績報告書では 19 ページから 30 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 一般会計歳入についての説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

中溝委員

行政実績報告書の国庫負担金児童措置費負担金が、23 ページの上から 5 行目、24 ページの県支出金が 5 行目にありますが、15 年度で国庫金が 78,000 千円、県が 39,000 千円合わせて措置費が 117,000 千円。ところが 14 年度は国の場合は 92,725 千円。県の場合が 46,362 千円と、13 年度も国の場合は 88,590 千円、県の場合が 44,295 千円。15 年度のトータルで措置費が 117,000 千円に対して 14 年度は 139,000 千円。15 年度と 14 年度を比較しますと、相当な開きになります。ということは児童がこんなに減ってきたのかどうなのかということの説明をお願いします。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

調査して答弁いたします。

恵崎委員

決算書の 58 ページの雑入の諸収入の説明で収入済みが 135,700 千円ですが、14 年度を見ると 91,000 千円ぐらいで 45,000 千円ぐらい増えていますが、どういう理由からですか。雑入の所です。

財政課長（大串君義君）

15 年度につきましては、B & G 艇庫の火災がございましたので、その分が出てきておりますので 23,487,816 円。

恵崎委員

掛金は大体いくらぐらいですか。

財政課長（大串君義君）

個々には掛けておりません。全体としてかけております。

恵崎委員

全体でいくらぐらいですか。

財政課長（大串君義君）

全国自治協会建物共済 2,374,725 円を支出しております。

坂口久信委員

19 ページの町税についてですが、町民税の評価替えということで、固定資産等も含めての今後の見通しはどうか。

税務課長（江口 司君）

町民税の 15 年の 9 月で長期財政計画ですが町民税については、15 年度実績 183,990 千円とそれから、平成 20 年も見込みで大体 181,408 千円と言うことで 20,000 千円程度ですか、固定資産税については 15 年度実績については 330,770 千円とそれから、平成 20 年度見込み 36,292 千円。5 年中期財政計画の中ではそういう見込みをしているところです。決算で言えば、まあ 20,000 千円ちょっとですか、そういうふうな長期計画をたてております。

坂口久信委員

固定資産税は 20,000 千円の減ということですが、税については経済に状況かれこれで違うと思いますが、その中で、固定資産は増える見込みはないように思うのですが、カキ焼きなどの場所の課税はどのように考えていますか。

税務課長（江口 司君）

ご指摘のとおり、カキ焼きについては、以前は困りもないような状態でやっていた関係で課税はしていなかったのですが、16 年度に固定資産税の見直しの中でそういったカキ焼き場の困りがある所については全部調査するという事で現在調査中です。

坂口久信委員

調査した後に、その結果を見てどのようにしようと思っておりますか。このような税の落ち込みを考えたときに、どこからかはとれるところからは取らざるを得ないと思えます。どこまでをどういう風にしたいと考えていますか。

税務課長（江口 司君）

カキ焼きについては、当初始められた人と、後から始められた人とを調査をいまして、その辺の不公平化が出てくるのでその辺をどのように扱うかということで、課税をできるところについては課税していくという気持ちに立ってやっていくということです。

坂口久信委員

例えば、来年度から即やっていくのか、その辺はどうか。ただズルズル調査するだけなのか、来年度からある程度の区切りをつけてやっていくのか。していくようにしていただきたい。

税務課長（江口 司君）

一応済んで、17 年度から課税するように準備しております。

中溝委員



28 ページの 17 の諸収入の中に市町村宝くじ収益金交付金というのがあります。これはありがたい交付金ですよ。これが年度によって非常に多い時と少ない時とがあるものですから。その基準がどうなっているのか配分の方法を教えてください。

財政課長（大串君義君）

市町村宝くじ収益金交付金というのは、オータムジャンボ宝くじの収益の分配金で国から県、県下から市町村に配分されるものです。うちのほうからこういう事業に使わせてくださいという事業計画書を出しておりますので、人口の高齢化小児化等に掛かる事業ということで放課後児童健全育成事業に充当したいということで交付金をいただいております。額の過多については私達のほうではどういうことで多かたり少なかりするのか分かっておりません。把握していません。

中溝委員

申請をすることによって結果が得られるということであれば、限度の内容を知らなければ申請はできないと思うのですが。最大限は交付の恩恵を受けるとすればその辺はもっと詳しく調査検討をしてもらえるものはもらって、住民のためにサービスをしなければならぬと思います。

財政課長（大串君義君）

まず、人口割とか均等割とか各市町村にこれだけですと配分をして、あなたのところは何に使いますかという事で自己的に放課後の健全育成事業に使いますよということで報告をしています。

中溝委員

同じく 28 ページの諸収入 17 の地域総合整備資金貸付金元金（ふるさとの森）これが 8,332 千円とありますが、一括した支払いになっておりますが、これの償還状況はどうなっていますか。何年で終わりですか。また、債務能力がなくなった場合は町の責任はないのですか。

企画商工課長（佐藤慎一君）

銀行が補償します。25 年償還です。年に 2 回償還月があります。8 月と 2 月です。

中溝委員

16,000 千円あまりですか。

企画商工課長（佐藤慎一君）

いえ、年間 83,320 千円です。支払いは 4,000 千円ずつです。

恵崎委員

20 ページの 15 年度の地方交付税はということで、所得税及び酒税が 32%、法人税収入の 35.8%、消費税収入額の 29.5%、国たばこ税収入額の 25%とありますが助役か町長におたずねしますが、これの交付税の引き上げというか、このままでは国全体の交付税が足りないということで、ぜひ地方としては上げてもらいたいと思いますが、その辺

の動きというものはありますか。分かっていたら聞かせてください。

助役(木下義猛君)

今ここには持ってきておりませんが、最初 25% だったのですが、例えば消費税を導入するときに市町村にはいりますかというように、最初はタバコのように 25% で段々にあげていって、法律事項ですから、さっきいわれたようにこの分については必ず来るわけですね。14 年の部落説明会のときの 14 年度決算しか分からないので、その時に専門用語ですが、このいまの率ではじき出した金額を税率で私達は入り口と言っているわけですが、国から出すのは出口と言うわけですが、例えば 14 年度で言いますと 126,455 億円と出口のほうが 196,400 億でしょ。差額は 6 兆 9 千億あったわけですよ。そのうちさっきから出ていた地方債とかですね 31 千億円とったわけですよ。丸々国が借金して出したのが 38 千億あったわけですが、国はそれをなくすということが先決だったわけですね。景気浮揚で市町村も借金をしてしなさいということだったので、さっき言った利子に場合も、交付税の中に 60% 入っているということで、今の段階でも交付税措置があるやつだけを買いなさいと基本方針を立てているわけですから、外のもものはなるべく買わないようにしているわけです。出口と入り口の差額が 69 千億円のもそういう地方債で貸したものを 31 千億円まるまる国が借金してやっていたのが 38 千億は借金してやっていたわけです。それをなくすのが問題だから、この率でいってるやつを法律で決めているものですから、所得税と酒税の 32%、消費税、法人税 35.8%、消費費税が 29.5%、国たばこ税が 25% これは必ず来るわけですよ。それに加えてさっきいたように市町村も借金してしなさいと、国が主張していたわけですから、家の場合負債額がでしょ、それについては這い上がってくるわけですから率が変わったのを私は分からなかったですが、法律事項ですから、必ず来るわけです。

恵崎委員

もともとこれが \_\_\_\_\_ を上げないと交付税絶対額はあがらんとでしようけど、町税の基準財政需要額に入れられるのは大体 75% ですかね。25% が留保財源ということで結局増えても 75% が交付税として出るという計算になります。留保財源率はまげてもらえということが町からあっていると思いますがその辺はどうですか。

助役(木下義猛君)

今、県の総括部されてる人と話したことがあるんですけど、税源移譲、税源移譲というのは交付税の率を引き続き 50 にすると一番いいのですが、あなた達が運動してくださいといったことがあります。これはこっちの一存ではいけないわけですからね。ただ財政課長どうですか。この質問に関しては。

財政課長(大串君義君)

留保財源率に関しては、基本的には議員 \_\_\_\_\_ については公的には議論はされておりませんが、今後留保財源は、 \_\_\_\_\_ 各市町村間の留保財源率も収入も違いますので留

保財源の恩恵にあやかるともいろいろ絡んで、県のほうは留保財源率が引上げられた、浮上されたので各市町村についても動きがあるのではないかという気がしています。具体的にどうのこうのという議論にはなっておりません。

助役(木下義猛君)

一時的に県の\_\_\_\_\_。

財政課長(大串君義君)

三位一体改革の中でいろいろ議論されておりますので、そこら辺がどういうふうになるか今後注目して行きたいと思っております。

町長(百武 豊君)

三位一体改革の話が出ましたけれども、結局は地方から六団体出したというけれども逆な方向で知事の何人かを協議して代表して出したと、地方は内容はほとんど知らないんだと、いうことですから\_\_\_\_\_すぎてですね、三位一体じゃとにかくだめだと大合唱ですよ。各省からもずっとそれに対する反対意見もあるわけですが、それは、ショウインケンもありますけれども、結果的には原因はいくらか県あたりも出してくる、後は時期のさじ加減で自分の選挙のときの場面しか使わないだろうだから、選挙も今はですね3期以上はできないという問題が出るというのもそこですよ。だから知事が勝手にわが選挙のためにさじ加減ではやってもらっては困ると、こないだも県に行ったときに充分うちの大事な佐賀県を言うわけですよ。どうろこうろしていると、あなたたちの選挙にたいする後援会長を辞めるといったわけですよ。本人が変えきれないのならやめていいと、本人が変えられないのならやめていいと。原口さんのところにいった時はもう野党でもういいというけん、民主党に入ってください、民主党に入らないとあんた達は信用されていないと、まだ自治体が弱いから民主党に移って、家は政権政党に\_\_\_\_\_だから、それになるまではあなた達が頑張らなくてとはと。しっかり原口さんに結っておけとやってきたけどですね。このような状態で\_\_\_\_\_していると地方は切捨てになると、地方で経費負担の災害があったとき十億災害の措置をしなくてはならないと県のほうで様子を見てこれは5億でしてしまわんかというふうなことはまかりならないと。はっきりと国のほうでしなければならぬと、やらんといかんと、山の生成なんかほおっておくと顔をやられるというようなことで、綿貫さんが大反対の先頭に立って、のろしを上げていわゆる山関係のことは何とかかなりそうですけれども。なんともならないのが昨日も頼みますよといわれたばかり広域農道の関係ですね、農道関係どうも切り捨てられるということで17日は代議士に\_\_\_\_\_国はやっぱり地方の\_\_\_\_\_やっぱり政治はまさに愛と思いやりですよ。田舎を知らない小泉さんダメと言っている。そんな状態ですけれども収税も交付税の%の話が出たけれども、収益がないと率は決まって\_\_\_\_\_。

中溝委員

20 ページから 21 ページ。これを見ますと 13 年度が 2,484,000 千円、14 年度が

2,461,000千円、15年度が2,430,000千円というふうに、これはもう臨時財政貸借債を入れると交付税の15年度までは2,30,000千円しか違いはないわけですよ、しかし臨時財政貸借債を適用してきたということで、これが非常に番狂わせになって16年度あたりは15年度は349,300千円、臨時財政貸借債出ているわけですが交付税の14.4%に当たっているわけですよ。ところが16年度が急に落として前年度対比71.3%分しかやっていないわけですから、どちらかといえば29%ばかり捨てているわけです。16年度の交付税の内容が非常に厳しい状況になって2,078,000千円ばかりです。全年度対比にすれば350,000千円ぐらい減額をされているわけですよ。太良だけではなくて全国の市町村が16年度の予算を組むのに前倒し予算をして、赤字の予算を組まなければならなかったというような市町村が相当あるわけですよ。国の政策としては、今の段階から見て臨時財政貸借債も完全にはなくなるのではないだろうかという状況になれば、これがうんと減って5億以上減るわけですからこの見通しと、それから臨時財政貸借債というのがどういう基準でこういうふうになってきたのかを説明してください。

財政課長（大串君義君）

今後のことですので、私のような一市町の一財政担当課長がどうこう言えるようなスケールではないので、これは国のレベルで国と地方の中でどのように決めるかということとを私達は見守るしかないということで、いろいろな自民党案とか交付税についても特例加算ということで現在\_\_\_\_\_な4・5千億円位抱えて、その分折半ということで市町村も34・5千万円合わせて708千万円ぐらい削減しようという話も実際出てきています。そういうことが実行されたら、16年度以上に17年度が更に更に厳しくなっていくし、どこの市町村も厳しいところは即赤字団体に陥るであろうというような厳しい内容でありますので、そういうふうにならないように国と地方が\_\_\_\_\_的に落ち着くところに落ち着くのではないかと考えておりますけれども、自分がどういうふうを考えているのかといわれてもなんとも答えられません。

中溝委員

あなた個人がどう考えているのかじゃなくて、私達よりも専門の立場であるので情報の発信がなされているであろうと思うのでその感触がっているのか。今までの貸借債の決められ方はどうやって決められているのですか。これは、私は完全にはなくなるのではないかと想像するのですが。

財政課長（大串君義君）

臨時財政貸借債というのは、町の財政計画というのを毎年国が\_\_\_\_\_でかけるわけですよけれども、その歳入と歳出のバランスで財源不足がほとんど多くなって、その財源不足をどのように解決するかというような一つの方法として特別交付税の特別会計の中で国が先程言いましたように\_\_\_\_\_と、それと市町村については当分の起債をするということで財源不足の解消を図っていることで、流れのなかで毎年毎年財源不足が生じてき

ますので、その財源不足に対して総額いくらしようかと言うことで、国のほうが決めておりますので、金額の設定の流れの中にはなっていると思います。先程も言いましたように自民党案で3兆円の国のほうの特例加算をなくすということになれば、太良町におきましても、市町村におきましても3兆円の臨時財政貸借債が出るというようなことで加算すれば、県とかいろいろ試算をされておりますけれども3割程度さらに落ち込むであろうというようなことです。例えば、太良町にあてはめると、交付税特例対策債とですね、今16年度現在は、太良に538,000千円が一般財源から減るということになります。15年度から16年度に230,000千円ぐらい財源不足しておりますけれども、その2倍以上の削減になるということです。これではにっちもさっちも行かないということになりますので、そういう風にはならないであろうと。その3億というのも特例加算を減らすということで3億を2億にするか1億にするか、1億にしても、家のほうに\_\_\_\_\_が180,000千円ぐらい削減になるであろうと一般財源が180,000千円削減になるということは相当いろいろな特に投資的な事業が出来ないというような事になりますので、そこを勘案して平成16年度の予算編成についてもそこまで厳しい状況は想定しておりませんでしたので、3.7%ぐらいの交付税の削減に対策をたてて削減で説明をしておりましたけれどもこういうことが出てきたからには平成17年度の予算編成で削減をお願いしなければならぬということになります。最悪そういうことができなかった場合は、減税補てん債とか大幅に変えざるをならないような状況になるのではないかとというように危惧を致しております。現在は、インターネットで総務省とか財務省関係のホームページからいろいろな情報がありますので、逐一毎日見ながら状況を把握しているという状況です。

中溝委員

参考として聞きますが、15年度で基準財政需要額が254千万円ぐらい見ておるわけですよ。16年度はどのくらい財政額で見ているわけですか。

財政課長(大串君義君)

16年度につきましては、基準財政需要額は2,468,364千円。15年度が2,539,442千円。さし引きで71,000千円基準財政需要額がおちています。

中溝委員

それならば、交付税の積算基準から言えば、通年から言えばやはり収入額が落ちてくると、当然いろいろな積算の基準はありますが、一般的に言って財政需要額満たない分は財源の捕捉をすることが、地域の財源調整金に交付税はなっているわけですから。こういうかたちですということになると、根本的に積算の内容が変わってくるようになってくるわけです。貸借債を完全に減らしてくると。今言われるように5億数千万円の交付税の減額になってくる厳しい時代になるということは間違いないのではないのだろうかと思います。16年度に向けても予算編成は手堅い方法で今までのようなやり方な

く取り組まなければならないと思います。その辺の考えはどうか。財政課長におたずねします。

財政課長（大串君義君）

そのような右肩拳がりの財政編成でしたら\_\_\_\_\_けれども、右肩下がりで歳出を削減しないとどうしようもないというようなことになります。若干予算編成の仕方を変えて財源不足がこれくらいであると、総額これくらいであろうということを出して、財源不足を各課に当てはめてどれくらい減らしてくださいということで各課のほうに財源不足ということでこれだけ削減してくださいということをお願いして、各課もそれに応えていただいて事業を見直すとか、内容等を減らすということで、削減を図っていただきたいと思います。ということで私達のほうからはお願いをいたしております。2回に渡って助役を先頭に検討会というものを開いて、今後の厳しい財政状況にどういうに対処したら良いかというふうに話し合いをしながら、17年度予算を検討していきたいと考えています。

中溝委員

決算書の16ページ。不要欠損額というのがありますが、この決算資料によれば、トータルしても分かるように、合計が7,374,230円が決算不納額となっておりますが、どのような内訳と内容になってこのような結果になるのかを説明してください。むちゃくちゃなことはできないのだから切羽詰まった剣の峰がないと、もうこれは取れないだろうというわけにはいかないのですから。

税務課長（江口 司君）

確認しますけれども、決算書の16ページの町税の一番上ですか。

中溝委員

はいそうです。これをトータルすると7百いくらになっています。そうではないですか。町民税については。

税務課長（江口 司君）

不納欠損で町民税については3,243,284円で。

中溝委員

町民税はそうですが。

税務課長（江口 司君）

国保を入れて、全部入れれば1千万円ぐらいになるわけです。

中溝委員

いや、国保を入れないで。

税務課長（江口 司君）

町民税の不納欠損でしょ。不納欠損の町民税は3,243,284円です。

中溝委員

これはどのような内容ですか。

税務課長（江口 司君）

15年度の町民税の収納状況ですか。16年度の5月31日現在ですか。それとその内容ですか。

中溝委員

その内容と資料を見てみると、79,000千円トータルで全部かけて滞納繰越まで入れてなっていますが、それは大きな金額です。各部落別のあれもしてあるように。担当課長としてきちんと対策をたて取組まないといけません。担当課長自身が徴収の本部長になってやっていくぐらいの熱気がないと、そして、1年のトータルでどのくらい職員としてもあるいは対策としても寄せてきたのか徹底した熱気がないと。自分のお金を徴収しているという気持ちがないと。一回は道越がトータルで16,000千円の滞納があったんですよ。その時の町長はこれを解消するためには、部落ぐるみでやってもらわないといけないということで徹底してやってわずかな金額になった経緯があります。町長も一緒だと思いますが、きちんとした取組みをしないといけないと思います。この2点について内容と取組みの姿勢を考えていますか。

町長（百武 豊君）

詳しくは課長がいいですけども、不納欠損を30,000千円ばかり押してくださいと来たんですよ。これは押さないといった、何で押さないといけないかと。10,000千円取るぐらいの努力をしてやるのが税務課の責務だと思いますので、今年は10,000千円近くの国保の削減をしたけれども後は時効になるというような話もありますけれどもね。時効になる前に早くもっと徴収率を上げる努力をしないといけないということで、助役を中心に徴収の対策班なんかをつくって積極的にしなければいけないと思います。内容については課長から説明があると思いますが。不公平というのがありますが、差し押さえを税務課ではぜひやってください。

税務課長（江口 司君）

不納欠損の配分について申し上げます。先程町長のほうから一部話がありましたが、町税の不納欠損につきましては、町民税につきましては、昭和54年から昭和63年までトータルで県民税を含みますと148,520円。固定資産税については昭和55年から昭和63年までトータルで308,320円。軽自動車については昭和54年から63年までトータルで61,350円と。先程の決算書の不納欠損にあがっております3,643,284円。国保税については昭和54年から昭和63年までトータルで7,374,230円が不納欠損になっています。それから今後の取組み、現在の取組状況ですが、今年の16年の7月件の県の未収金対策会議がありまして、県のほうが不納欠損もさることながら、滞納徴収については差し押さえを基本としてやっていくということで、平成16年の10月19日の佐賀新聞によると、武雄県税事務所管内で、今まで差し押さえしていないところがあったわけですけども、

そういったところも差し押さえをやりなさいということで、いずれにしてもその辺で、西有田とか杵島、大町、江北うちも含めて、嬉野は差し押さえをずっとしているわけですが、県税の滞納額と合わせて、もし県税が滞納になった場合は町税の滞納も差し押さえをしてくださいというふうな打合せをしましてうちのほうからは、県税の滞納と合わせて、とりあえず 15 件、滞納で特に困難となっているところは、県にも提出してそして 11 月の 20 日を目途に、町県民税の滞納額のあるところは共同催告をすると、それが大体 350 件くらいあるんですよ。今月の 20 日頃を目途に催告の通知分を出しましょうと。それから、16 年度で何軒か差し押さえを 1 件、貯蓄については 1 件やっているわけですが、差し押さえ予告通知書 16 年度で 5 件発送しまして、その内訳が 1 部の約束をしたのが 1 件と、納付誓約書が 1 件、それから分け分からないのが、送付返礼が来たのが 1 件、無反応が 2 件と、差し押さえ執行最終通知を 3 件やりまして、差し押さえが 1 件、執行予定が 1 件と言うようなことで、現在差し押さえを視野に入れた取組みをやっているという現状です。

中溝委員

当時太良町にも西村町長の当時もそういうふうな滞納が非常に多かったものですから、税務課の職員が一体となって、今の助役さんは一生懸命腹いっぱい憎まれながら奔走してまわられました。そのような立場で自分の金と思って、自分の金を徴収しないとこっちもさっちもいかないというような考え方にたって、滞納徴収特別班というものをつくって職員も一年間を通じてどのくらい徴収をしたのか、一人一人の実績もはっきりいえるくらいの体制を組んでやっていってもらいたいと思います。一生懸命やってみてできないのは仕方がない。そのときは、またそれなりの全部知恵を絞ってやらなくてはいけないわけですから、そういうような決意を固めていただきたいと思います。そしてまた、来年 17 年の末期ころにはそれぞれの実績報告をしてもらいたいと思います。そういうような使命感を持って取り組んでもらいたいと私からお願いをしておきたいと思います。議会としてもそういった不公平をなくすためにやる責任があるわけですから、充分職員一同あるいは執行部等も話をして、どういう対策が一番効率あるものであるのか、その辺の工夫と知恵を絞って取り組んでいただきたいと思います。

税務課長（江口 司君）

おっしゃるとおり、その辺の取り扱いについては、平成 16 年度督促状発送したときに、町長さん、助役さん、収入役さんのところで一回協議をしたわけですが、職員個人個人の滞納の実績というのはなかなか難しいですが、差し押さえをやりながら、体制の問題もあるわけですね。結局、差し押さえただけでは金にはならないわけです。それを公募者が選ぶと。公募については結局、農地にしろ宅地にしろ実際売れるのかという問題も一つあるわけです。これは農業委員会で斡旋されてるわけですが、斡旋の中で実際そういう土地を買われるのが、農業委員会におった関係ですが、縁故者が買



うのが大体なんですよ。一般公募して実際農地が売れるかといえば簡単にいかないという懸念もあります。差し押さえもさることながら預金の差し押さえなり車を押さえるというふうな方向付けをしていかないと、なかなか金にはならないと。現に塩漬けですか、自治体で困っているのはその公募なんですよ。土地を差し押さえたのが現金化できないわけですよ。押さえはしてもなかなか現金化できないものですから、その辺をいろいろ組み合わせながらとりあえずやると、差し押さえを念頭に置いた取組みをやっていくという考えであります。以上です。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

先ほどの答弁漏れについて。例年、児童措置費の単価の改定というのがなされているところですが、14年度と15年度との差というのがですね、国家公務員の給与改定にともなう児童措置費の減額ということでなされています。

中溝委員

単価の費用改定ですか。これだけですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

はいそうです。

中溝委員

児童数の変化はないのですか。単価がどれくらい差額が出てきているのですか。児童数はどれくらいですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

児童数は、平成14年度が343名。平成15年度が347名。

中溝委員

単価だけでねえ。単価の開きは。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

単価は国家公務員の給与改定に伴う減額ということで2%程度単価は減額しています。

中溝委員

措置費の単価が2%ぐらい、全体から。2%といえば差額が14年と15年を比較すると、22,000千円の差額ぐらいになっていますが、2%ぐらいになりますか。2%位といえば、まだ差額が違ってくるわけですよ。28,000千円ばかり違うわけですよ。この差額は22,000千円ですよ。

福祉係長（毎熊賢治君）

児童の0歳児とか、4歳児の違いが、幅で全体の金額が大きく違ってきます。

中溝委員

そしたら、単純に見て3歳以下の乳児が15年度は多かったということですね。だからこれくらいの減額でよかったということですね。本来なら一律に2%というなら28,000千円に単純に言うようになりますが、22,000千円位で落ち着いたということですね。そした

らその差額は条例の制度として太良町は保育料を決定しているわけですから、家庭の保護者の負担増になってるわけですか。単価が下がったことによって。

福祉係長（毎熊賢治君）

保育料につきましては、14年15年度とも減額になっています。ぜんぜん上昇していません。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能

税務課長（江口 司君）

16年の3月31日現在で29,000千円30,000千円近くあったんですが、時効にかかる分については、その分を一括統合して29,000千円程度、約30,000千円ですけれども不納欠損ということで出したわけですけれども、時効については請求できないということで、これをとった場合は返せと法令上はなっているわけですよ。とりあえず29,000千円のうち、これも時効の分をどういうふうにして処理しますかということで、平成16年4月5日に、財政課長と私と前助役と収入役で3カ年計画で、この分の時効の分は落とすようにしないと、合併問題が絡んでいたの合併した場合は後の29,000千円のうちの19,000千円は17年度の決算で落として、それから合併しなかった場合は、あとの19,000千円について2カ年計画で19,000千円落とすという3カ年計画で落としていきますよと、今まで不納欠損については法令上は請求してはいけないのですが、裁判をしますよという話が再三きているわけですよ。裁判になった場合は、これは時効の分については当然請求できない。それから差し押さえについては、時効がきた分については当然相手方には請求をしてはいけないわけですよ。今年の1月ごろ町外の方に徴収に行った折に、お宅は滞納がありますよという話から、時効の分は請求できないですよと。もし、それがあった場合も含めてあった場合は裁判をしますよと、きっちり言われたわけですよ。時効については請求できないわけですから、法令上できないと、ただ時効以後の滞納の分については払ってくださいと払わない分については訴訟でもしますよと、はっきり申し上げましたけれども、相手方もそういう認識なんですよ。時効については取れないと。ところが今まで県も言っていたわけですけれども、時効の分については不納欠損をなさないと。うちの財務規則にもちゃんとなっているわけですけれども。29,000千円についてはそういう経過をたどってやってきたというわけです。今年は、10,000千円あげるということです。以上です。

吉田委員

\_\_\_\_\_の問題はどうでしたか。\_\_\_\_\_聞き取り不能

税務課長（江口 司君）

今までの話がどこまでか知りませんが、分納契約した場合で、分納の確約をして約束を破った場合にはすぐ差し押さえをなさないと、差し押さえをすると時効中断をする基

準です。分納契約は民法上の全期上の緩和措置としてやっているわけですが、法令的にいろいろあって、分納誓約、あるいは口頭でも民法上は契約は契約なんですけれども、分納契約した場合は、ただいま 1,000 千円滞納があって 10,000 円内金として入れたと、あとは 990 千円ですねという事であとの残金を確認させなくてはいけない、そういったもろもろの法令的に非常に弱い部分があるわけですよ。分納契約したぶんとか分割、そういったもろもろの相手方が周知しているかしていないかで、最終的には裁判になってなかなかその辺が難しい。今まで長年滞納整理というのはわれわれが役場にはいつてきてから何軒かはあるわけですが、放置していたというわけではないのですが、そういった経過を踏まえているわけですから簡単にはいかないということです。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

病院の\_\_\_\_\_2,500 円とか 2,800 円ですよ。そのくらいの徴収は出来ないのか。\_\_\_\_\_聞き取り不能

環境水道課長(米田幸男君)

うちの場合は、税金と違って使用料ですから、個人さんのがばらばら飲んでるわけですから、当然払ってよいのですが、徴収員が回っているわけですが取れないのは取れないですね。分納というかたちしか対応できないというような状況です。

吉田委員

\_\_\_\_\_聞き取り不能。

環境水道課長(米田幸男君)

15 年度には不納欠損はしてありませんけれども、やはり、\_\_\_\_\_その先の分も連絡がつかないと、というようなものも何件かはあります。

議長(田口 靖君)

10 月 19 日の話ですけど、今の話をきいていけば差し押さえしようとしても、もう既に時効成立するのが 20,000 千円ばかり。そうすると、町長のあれから、助役を中心にして、今の 300 件というのは、差し押さえの可能な手続きをちゃんととっているというわけでしょ。税金が中心ですね。そうすると、水道料にしる学校給食費にしる、町外もいる、そういうのについては 17 年度からと思いますという話がありますが、これについても実績がどうなったのか。17 年の 3 月までにしてくれと。ある程度、全体のスケジュールを、実態というのを助役さんのほうで把握しておいて、水道料はまだ使っているのは払わないとか、水道事業会計でやるといった話があった。そういう措置をしながら、年間スケジュールというものを作っていただきたい。忙しいさなかですから、17 年度の\_\_\_\_\_どっかで\_\_\_\_\_時間中のはできないこともある。そういうスケジュールを早急に立てるといえるか、そこの計画について助役さんいかがですか。町長と二人三脚でどうでしょうか。具体的にしていけないと、なかなか活動というか今おっしゃったよう

に差し押さえをしたけれどもそれこそ処分しないといけなくなると、土地は売れん現金化されんと、それから先をどうするかと、そういうことも含めて、こういう記事を見ると、そこまで来たかと厳しさと、いざしようとしたら、差し押さえしたがとりたてできないと。次の段階をある程度具体的なスケジュールを立てていく姿勢がないといけなわけです。そこら辺について取組みの姿勢をお尋ねします。

助役（木下義猛君）

私が就任してから、未収金対策検討会というのを3月にできたんですが、4月26日、7月26日、10月20日それぞれ未収金あるところ現状をいってもらって対策まで聞いたわけですが。ここにアがってきた国保税もアがったし、水道料もアがったし、初日の日に言いましたけれども、4月の段階で出納閉鎖だから、使用料、また家賃あたりも5月まで入らなかったものですから、次の決算期までにはどうかしてくれということと検討しまして、6月でいっぺん完納になっているわけですけどね。手数料はもらいますが、そういうことがあったものですから、そのときはそういうことをいったし、一番最後のときは税務課の徴収囑託員ということを昨年度の末に一人してきてるわけですが、そこでも話をしてもらって例えば町から補助金を出すときに、そういう滞納者がいないかどうか、確かめる方法がないかどうかということいろいろとやっています。私が思うに、担当課もきついでしょうけれども担当課がやる気になるかどうかですよ。私が自分のことを言うわけじゃありませんが、もちろん管理人さんには迷惑をかけましたけれども、あるときは110日、私は徴収に回っています。もちろん行ったのは1件約束があったから1時間行っても1日に勘定しているわけですがけれどもね。中溝委員さんが言われましたけれども、久保議員さんのうちでも、結婚式に何べんか行ったですけども見たくないからあっち向いとけといわれたりとか。それなら香典は\_\_\_\_\_しようかと脅したりもしましたけれども、そういうことで税務課長が言われたのは、私のところに来た時には前助役がさっき町長が言った様に29,000千円不納欠損を決裁され取ったわけですがけれども、これをいっぺんにやったらいろいろあるだろうから3回ぐらいにしたほうがいいんじゃないかと、私自身も時効が来たのも取りました。そして、県から呼ばれました。何で取ったかとですね。私は取りたくてたまらなかったが、一度言ってみたら乱れおしだったので我慢していました。でも向こうのほうから、娘も高校卒業したのでようやく納められるようになったので持ってきましたと来られたので取りましたということと言ったのですが、それなら税では取らずに寄付金で取れと、県も言ったわけですがけれども、あんなって言いおっと一番先端においてそがんことをしているならば、寄付金ならばやらんということですね。それはもう税務課長の話では違法のことをやってきたわけですがけれども。そういうことで10年間やってきました。今後は、例えば補助とかなんかが私も西村さんの時に言われたのですが、結局部落から総出で役員とか来られているときに、ここの部落は税金は納まっているのかと一言言うてもらったんで

すね。いえこうこうですがと言ったらしばらくしたら全員納めてくるわけです。そういう方法もあるから、区長さんをお願いしないといけないわけですよ。そういう方法も一つの方法ではないだろうかと思えます。しかし、なんと言っても足を運ぶということが徴収率を上げるそれ以外にないと思えます。例とかも3名ぐらい名前をあげて見せしめにといいはおかしいですけれども、その家には車が4台あったものですから生活費のために2台でいいから2台分だけでもやろうかと思えしめにやったんですが実際換価はしなかったんですが、そういうことでこれは本格的に取り組まないと、特に経済が冷えてきたものですから。所得があったらいいですけれども、いまさら前のやつもという考えがあるわけですよ。さっき言ったように納税者も法的に時効とかをいう時代になってきたのでこちらもうかつにかかれなわけです。時効の期日が過ぎていたら訴えると今言ったでしょ。ですから私の時代はもう過ぎたわけですけれども、結局、今度は法には法ということと言ったものですから、今度は税務課長は\_\_\_\_\_ということで、決済やったわけですけれどもそういうことを税務課長に実際いっております。

議長(田口 靖君)

今言ったように、税金だけじゃなくて水道料にしる学校給食費にしる、いろいろあってですよ、それにしても町としても\_\_\_\_\_実態のあると思えます。学校給食費でも行方不明というのがありますからね。そういうのを仕分けして取れないのをどうにかして\_\_\_\_\_取れるものについては差し押さえなり、そういう具体的な調査とそれと取れるものについてはどのように徴収にあたるか、そこら辺を聞いたかったわけですよ。出来れば徴収にあたる場合に実態調査と\_\_\_\_\_。取り組もうとしている\_\_\_\_\_。何人か税金については徴収\_\_\_\_\_そういうことも含めて今もそれはしているのですか。徴収員ということでいろいろ\_\_\_\_\_の姿勢とかですね。\_\_\_\_\_実態調査によるスケジュール\_\_\_\_\_。

税務課長(江口 司君)

今、説明しないといけないですか。

議長(田口 靖君)

いや、助役さんが中心になってするということだったからですよ。税金だけじゃなくていろいろあったわけでしょう。全体を把握してですよ、取れないのは仕方ないですよ。とれんとについてどうするかじゃなくて。差し押さえできないのは時効が成立してるのは、お願いしかないでしょ。お願いは\_\_\_\_\_実態調査というのはそういう\_\_\_\_\_、そうしなければならぬ時期に来ているのではないですか。

坂口久信委員

時効が5年間ということで、時効が済んだのなら今までズルズルやってきたわけですね。この際時効が来てやむを得ない場合は、きってこれからどうすべきということを考えて3年たったときには裁判しますよとか。後の2年間でとっていきますよとか、既に時効したものをいろいろ言っ取ろうとしても出来ない。担当課長が困るだけです。時

効になったものを未納金で残していく限りは前のしかたを引きずることになってけじめがつかずじまいになる。私個人の考えからすると、どこかで時効が来たものは、20,000千円なら20,000千円ぱっと切ってしまうとそれからの責任の所在を明らかにしていったほうがいい。あなた達より一般の人のほうが法的には頭が良いはず、時効についてはもう仕方がない。そのところを考慮して、次から責任の所在を明らかにして、チームを作ってやっていったほうがいい。そうしないと課長が変わるたびにそれぞれにうっ掛けになってしまう。それでは何も発展しない。5年のうち例えば3年になったら裁判でも何でもしてとってしまつて町の財産にしてしまつとかそういう方法を取っていかないと誰も納める人はいないですよ。

税務課長（江口 司君）

おっしゃるとおりで、その辺の整理をするために29,000千円を3年計画で不納欠損を起こしながら差し押さえする分はしていくと、というような基本にたつて今やっているところですよ。

坂口久信委員

それでは今30,000千円の欠損の中で、時効が30,000千円あるわけですね。その人達はまだ続きがあるはずですね。そういうところをきちんと取立てをして裁判なり差し押さえなりして最終的にその財産は町の財産にして売れるとか売れないとじゃなく町の財産にしてしまつ。それが一番良い方法ではないですか。

中溝委員

いろいろ課長のコメントを聞いていますが、私が予感するのは滞納ををされている対象者はあまり変わらないような人達が重複しているのではないかと現年度も過年度も。似通った人達がいるのではないかと思います。これを早々と正宗名刀で切り捨てたようにすれば、どうせ滞納しておけば、また時効されるのだからというような安易な考えが無いとも限らないわけですよ。こういう人達は取れる可能性があるというようなことは念頭において、時効中断の措置をとろうとすれば、ここに分納契約の限定条件をつけなくてはいけないというようなハードルがあれば、これに対して滞納した人がそれを隠れみのにして、時効になるとあなた達はどうも出来ないというような開き直りの姿勢を持った人には現年度でも過年度の滞納は滞納として、現年度でも差し押さえするというような考え方に立たないと。取り手の役人というのも人の子だから、やはり非道なことは出来ない。押したり引いたりすれば取れる可能性があるんだというような裁量の取り方でも大分違ってくると思います。弾力ある対応をしながら正宗名刀でピシッと切ったようにすれば弊害も出てくると思います。伸ばすものは伸ばして害にはならないわけですから、その辺の配慮を含めて一概にどうしろこうしろとは言えませんが、そういうことを念頭に置きながら、滞納の対策を講じて行かなければならないと思います。税金などは徴収の切り札が無いわけですよ。しかし、水道とか電気は元を断つことが一番の切り

札になるわけですよ。しかし滞納の時効だなんだとなると開き直りの姿勢を持った人には現年度の5年未満のうちに徹底して目には目をとするぐらいの気持ちが無いといけません。

町長（百武 豊君）

今、中溝委員がおっしゃったように、時効中断の措置を今までなぜやってないかということは怠慢であろうと、専門家だからそれをやっておかないとおかしいと思いますよ。税の公平にはならないですよ。中断の措置をしなければならぬのにしていない。

坂口久信委員

それはもう済んだことなので、今の部分については5年間の時効が来ているのだからせざるを得ないわけですから。今後の対策を決めないといけません。前のことをいくら責めても仕方がない。

町長（百武 豊君）

だからこれは人による、寄付金でもらいなさいと。例えば100万円あるのに10万円もらってあとは内金にしますから寄付にしてくださいとそういう努力をしていないと、それはほかの納めた人に申し訳ない。簡単に判を押せといわれても。財政の\_\_\_\_\_。このあいだ学校給食費は、前の分は請求しておりませんとあきれた返答をしている。たまがった。それが職務だろう。

中溝委員

ここの参考資料の一覧表に光風荘の分で176,900円とあるのはなんですか。滞納が4件。それから、この中で20千円とか300,000千円とか8千円とか1千円とかこんなのは取れると思うよ。居られるなら居られないのは仕方ありませんが。遣い銭使っていくのに10千円掛かるといふなら仕方ありませんが。

町長（百武 豊君）

だから今度徴収員を頼んでいるでしょ。女の人があなたは笑顔で対応していけば良いよと、その代わり仕事だからね、自動車税の3,000円か4,000円からそんなのから先にしなさい。多いのは税務課と一緒にしなさいと。

中溝委員

ここらは努力をしてみてください。今ここでどうこう言っても始まりませんが。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ほかに質疑の方、ございませんか。

質疑がないので質疑を終了します。

お諮りします。

各議案の討論・採決につきましては、特別委員会の審査が終了いたしましてから一括討論採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

御異議なしと認めます。

よって、討論採決は特別会計の審査終了後、一括討論採決することに決定しました。  
昼食のため暫時休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午前 13 時 01 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。

議案第 63 号から議案第 67 号までの 5 つの特別会計を一括して審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

御異議なしと認めます。

よって、

議案第 63 号 平成 15 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 平成 15 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 65 号 平成 15 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 66 号 平成 15 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 67 号 平成 15 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 老人保健特別会計の説明 》

《 国民健康保険特別会計の説明 》

《 山林特別会計の説明 》

《 簡易水道特別会計の説明 》

《 漁業集落排水特別会計の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方は、特別会計名とページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

恵崎委員

行政実績報告書 84 ページの山林育成基金状況で 14 年度末現在高で 36,938 千円と基金



利子が403千円となっていますがこれと比較して79ページの国民健康保険の基金のところですがここは基金利子が39千円と、積立金も当然違うわけですが、残高に対する利率を単純に見てみて国民健康保険のうが極端にパーセンテージが10分の1とまでは行きませんが基金利子が少ないようですがこれは何かもちろん預けたところが違うとか分かりませんがこれは山林積立金の利子に対して国民健康保険の基金のほうが少ないようですがどうしてですか。健康増進課にお尋ねします。

健康増進課長（山崎国朗君）

これは管理を収入役室にお任せして、お尋ねのような利子を上げたわけですが、年率に0.02%で小口分です。中身の利息がいつくるのか私の台帳にはありませんので返答しかねます。

農林水産課長（金子武夫君）

参考までに山林のほうを申し上げますが、山林が4口ありまして普通が3口で0.02%、定期が1口で0.08%。

健康増進課長（山崎国朗君）

多分うちは収入役に聞けば分かりますけれども定期じゃなくて普通預金で預金してあると思います。うちは運営が厳しいものですからぱっと繰り越してまた当ててと繰り返しているからだと思います。

収入役（矢壁 稔君）

山林運営基金につきましては、ペイオフで10,000千円までは保護されるということと、もう一つは借入れをしている起債等の関連でそれを担保にして、それを相殺というか公債費との総裁をして借入れをしているわけです。山林育英資金は1億6千万、国保が50,000千円。そういったことでやっています。これにつきましては0.23、山林育英資金の10,000千円については0.03というような利率の相違と金額の相違です。

恵崎委員

定期と普通預金の利率の違いですね。単純に計算したら国民健康保険のほうは0.03%、山林のほうは0.11%なので約10倍ほどの利率の差があったので聞いてみたんですが。

助役（木下義猛君）

さっきいたようにペイオフ関係で10,000千円でしょ。ですから国保のやつがすぐ取り崩さないといけませんので普通においてるんですよ。でも山林は多分農協だと思えますが、農協に起債をしていますのでね、それと相殺をするようにその分は定期にしているわけですよ、ですから率が高いものだからこういう結果が出ているんだと思います。別に外の基金も国債を買ったのがあります。その分がその分はもっと高い率です。

収入役（矢壁 稔君）

それから、借入金の相殺分については12億200万円ばかりです。参考のために言っておきます。

中溝委員

老人保健の国民健康保険も 73 ページと 75 ページ。老人保健の場合一人当たりの医療費の平均は 701,747 円になっていますが、太良町は今年度も医療費の内容を見て見ますと 14 年度が 13 億 7,200 万円というような状況で 15 年度は 6,100 万円ばかりの減額になっています。非常に老人の健康といいますが医療費が県下でも非常にかかっていないモデル的な地域ではないかと思えます。大体老人医療というのは、相当かかっていたので国の対策として老人医療費の引き上げをしたわけです。全国の平均と県の平均と県の中で太良町がどれくらいの位置づけでいるのか国民健康保険も含めて示してもらいたいと思います。

健康増進課長（山崎国朗君）

全国のデータがありませんので、佐賀県と太良町のデータで良いでしょうか。佐賀県の 15 年度の老人医療費一人当たりは平均で 748,013 円、それに対して、太良町は 637,149 円、これを順位別にしますと、太良町は下から 4 番目の 46 位になっています。ちなみに一番安いところは、七山村です。613,000 円です。ちなみに一番高いのは 951,000 円、鳥栖市です。国保は、若い人と老人と退職者がおりますが、若いやつから行けば、全部で 49 市町村の中で若い人は 9 番目の 41 位 165,499 円、退職者 46 位 265,725 円、国保の中の老人 37 位 599,053 円。トータルで太良町は 46 位、272,179 円となっています。

中溝委員

簡易水道。16 年度に、山根の水源開発が今行われているわけですが、湧水に悩む水源箇所というのはほとんど解消するのではないかと思えますが、そのほかにそういう問題点を抱えているところがあるのかどうか 1 点と、もう一つは水道行政は法律化するのが有収率のアップをすることですですが、簡易水道の水源が 13 ヶ所ありますが、その辺の有収率が 15 年度はどのようになっているのか教えてください。

環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。湧水対策としては、16 年度の山根地区が最後になります。今のところ湧水時にどうのこうのということはありません。

中溝委員

山根の内容をもう少し詳しく教えてください。どのくらいの深さで、いくらぐらいかかって、請負契約はどのくらいでやっているのか。

環境水道課長（米田幸男君）

手元に資料を持ち合わせておりませんが、深さは計画では 250m を予定をしています。それが深くなるか浅くなるか今のところは未定ですけれども、請負契約は資料を持ち合わせておりませんので後で調べて報告します。有収率は大浦簡水 74.67、蕪田 78.72、里 72.12、伊福 73.43、喰場 84.54、中尾 92.28、簡水の平均が 74.81 です。次に飲料水供給施設をいいます。大野 89.01、大川内 95.03、板ノ坂 97.93、下中山 85.13、

上今里 97.07、山根 83.26、嘉瀬ノ坂 95.92、7地区の平均で 90.76、簡易水道と飲料供給施設 13地区合わせて 75.44 です。

中溝委員

13年度の決算の実績をもっていますが、これを見ると13年度が大野地区が 85.99 でした、それが15年度が 89.01 にあがっているということが1つと、板ノ坂が 94.64 が 97.93 にあがっていると、それから、今里が 96.28 だったのですが 97.07 にあがっている、それから山根が 74.78 が 83.26、それから、嘉瀬ノ坂が 95.19 が 95.92 というふうにあがっているわけですが、このあがっているということは本管の改修とか支線の改修とかした地区ですか。後は全部下がっています。このまま行くと山根地区は水源はほったは、水圧は高くなるはで益々有収水率は低くなるよ。

環境水道課長（米田幸男君）

山根地区については、漏水調査も何回もかけて漏水箇所を修理をしたのであがりました。

中溝委員

これが今までで一番低かったですね、里とが。

環境水道課長（米田幸男君）

ほかのところは管の老朽化もあって漏水が多かった。漏水調査をしながらその場所がなかなか特定できないところもあるので、水が上までしみでてくれば分かりやすいのですが、そうでないところがあるのでなかなか探すのに時間がかかるということもあって、努力はしているわけですが、成果が数字として現われていないという状況です。

中溝委員

13年度と15年度と比較して何とかしなくてはいけないという結果が出ているのが、里が 72.12 です。これも何とかしなくてはいけないのではないだろうか。まだひどいのは有収率こそ里よりも若干上がっていますが、伊福が13年度は 81.68 だったわけですが 73.43 に今回下がっているわけです。このままの状態で行くならば、相当下がっては行かないだろうかという診断が出来ますので、ここはよく注意して適切に取り組んでいくべき箇所ではないかと思います。

環境水道課長（米田幸男君）

伊福についてはそういうこともあって、ここは2回ほど漏水調査をかけて、だいたい大物は捕まえて修繕しています。いくらかはまた有収率も向上しています。今からは小物は中枢線ですが、その辺を改良工事等すれば、ある程度は有収率も向上するのではないかと思います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

先程の答弁漏れですが、これは決算とは別ですが、親切のためをお願いします。山根

の完成の費用概要を一つ。

環境水道課長（米田幸男君）

事業費が、これはあくまでもボーリング関係だけですが、15,330千円の請負工事です。設計額が25,389千円の設計であったわけですが入札の結果は頑張ってくださいました。

吉田委員

82ページの山林についてですが、の立木売払収入間伐材として2,599千円あがっていますが、実態の山の収入というよりはいろいろな状況\_\_\_\_\_となっていますが、本来町有林の実態の中で41年以上という414丁あがっていますが、私は何年で伐採するのか一番良いのか分かりませんが、今の値段ということでなかなか切れない状況もあるのでしょうか、今回は町のいろいろな施設に対しても使うということもありますが、それについての伐採の計画的なものはどうなっていますか。

農林水産課長（金子武夫君）

まず、先に収入の2,599千円ということで間伐材を上げているわけですが、これは議員さんがどなたもご存知だと思いますけれども、現在の木材の立木価格では金にはならないということは事実です。結局経費と収入とあまり変わらないということで収入は無理だと言うことです。こういうような間伐材の売払い収入があがっていますが、この売り方が補助対象と密接に絡んでいまして、このケースでいきますと、14年度の補助事業で間伐事業を実施したと、その時に伐採して3mとか4mとか、間伐事業の中でそこまで事業をしておくというような状態で仕事をさせております。その後、翌年度にその材を組合のほうで購入するという事で、基本的にそうすることによって伐採と丸太にする経費が補助の対象になるまで管理をしてそれなりの金額で買ってもらえるということで、間伐材の売払い収入を計上しています。それから主伐の先ず一点は、面積の41年以上という事で、この表の414haは直営林は194で後分収林は、山間地域の権利の分で、官行造林については国のほうが管理するものです。その中で、標準伐木齢といえますのは、一般的に松が30年、杉が35年、ヒノキが40年というような一つの目標設定があるわけですが、現実的にはそれ以上年数が経たないとそれなりの木費は出てこないという状況です。そのなかで計画的に収入を上げていくというような計画性のある主伐事業を手掛けていかなければならないわけですが、現在の状態では木材価格は安いということと、伐採した後の労務事業費がかさんでくるという意味で、町長からも提案があっようなように、超伐期の考え方が当然出てくるわけです。実際は超伐期の対応もしていかなければならないし、今までの山の手入れに仕方が標準伐期相当で伐採できるような経営をしておりますから、やはり木材単価だけでなく、木材の多良岳材としての供給という面で計画的に面積を少なめにしていかなければ後の造林から下刈り事業というようなサイクルがありますから、そういうやり方が継続できるような林業経営をしていかなければならないと、長期的に見ればどこかで行き詰ることになりかねないと思います。いくら

かは計画的に主伐も取り入れていくべきだと考えています。その中で今年は4月は1.83ha計画したということです。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。次に総括質疑となっていますので、入れ替えのため暫時休憩します。

午後2時15分に再開します。

午前13時58分 休憩

午後 2時14分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立します。

休憩を閉じ、委員会を再開します。それでは、総括質疑をはじめますが、質問にあたっては、報告書並びに決算書のページをいってから質疑をお願いします。

質疑の方、ありませんか。

恵崎委員

報告書の37ページ、直接書いてないですが、住民基本台帳閲覧についてですね、決算書のほうは、2,655件が閲覧されている。それはどこに書いてあるのですか。収入のところは決算書の何ページですか。諸収入のところ。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

手数料のところですか。

恵崎委員

28ページの諸証明手数料のところに含まれているんですね。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

そうです。

恵崎委員

2,530千円のところですね。（「はい」という声あり）わかりました。太良でも先日、おれおれ詐欺の電話があったと聞いていますが、そういう基本台帳なんかを、するほうは見てからしてるかもしれないという、それは特定できないからですね。問題ですけども、閲覧件数の状況はどういうふうになってますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

のちほど\_\_\_\_\_。

恵崎委員

わからんと。

恵崎委員

55ページと56ページですけども、竹崎城址展望台の利用状況がここにのってますけれども、見たら、管理費も例年節減して減ってきてますが、14年度\_\_\_\_\_この辺は最

低限ぎりぎりのところでしているのですか。ここはいくらかでも収入はあるのですか。

企画商工課長（佐藤慎一君）

収入に関しては、自動販売機とか望遠鏡、それくらいです。入場料とかとってませんので。基本的には、節減できるのものは、毎年毎年、一応努力はしております。

恵崎委員

決算書の 162 ページを見ると、使用料及び賃借料ですか、418,999 円、これは何ですか。それと、報償金の 240,000 円。

企画商工課長（佐藤慎一君）

まず、報償費の 240,000 円ですが、花壇用地の借上げ料ということで 8 件の方に、一律 30,000 円ずつ謝礼をしております。それと、使用料及び賃借料 418,999 円については、駐車場用地 5 件 7 筆、約 2,675 m<sup>2</sup>分の賃借料として、404,089 円、その他、NHK 放送受信料として 14,910 円、これが内訳です。

恵崎委員

花壇というと、周りにコスモスか。

企画商工課長（佐藤慎一君）

そうです。あと、基本的には竹崎城址周辺の道路周辺の花壇です。

恵崎委員

以前から。駐車場もずっといるわけ。

企画商工課長（佐藤慎一君）

駐車場は借り上げています。借地しています。

恵崎委員

花壇も一緒にいるわけね。

企画商工課長（佐藤慎一君）

はい。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

住民基本台帳の閲覧件数ですが、平成 13 年度が 1,172 件、平成 14 年度が 795 件、平成 15 年度が 2,655 件です。

恵崎委員

15 年度は約 2,000 件くらい増えているわけですね。この原因はなんですか。

恵崎委員

教育図書の子体、財団とか社団法人さんの調査資料作成のための閲覧が非常に増えています。

恵崎委員

これは法的に決まっているので拒否するわけにはいかないでしょうけれども、ただ心配は、おれおれ詐欺のようなものですね。その時は\_\_\_\_\_多分本人側は知らないと思う

とですけども、そのへんの防止策というかどんなことを考えているのか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

今現在ですね、閲覧に際しての注意項目としましては、住所、氏名、生年月日、性別とですね、閲覧者の身分証明書を持って閲覧をするということになっています。

恵崎委員

一度なりとも身分証明書の提示を拒否したとかそういう例はありますか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

現在まではありません。

恵崎委員

要望ですけど、細心の注意でやってください。

中溝委員

さっきの竹崎城址展望台の維持管理の問題ですが、花壇管理とか管理委託料ね、これは竹崎関係の人がやってもらっているのか。私が思うのは、竹崎がここの展望台を作るためにはそうとうな土地を寄贈していただいているのだから、竹崎の人を介入してもらっているということであれば、町とのいろいろな話し合いがあっていると思うものですから。そうでないとすれば、十分見直しをして取り組みべきだと思うんですよ。花壇の手入れなどもボランティアの人とかシルバー人材とか、こういう人たちもいらっしやるわけですから。もともとですね、これを作った動機というのが、竹崎城址を作ることによって、観光のイチオクにシスルということで、杉崎町長は当時、あまりにも高額の金がいるものですから。これは3億かかっているんですよ。全部あのへんの草スキーからなんからいけば3億4、5千万かかっているわけ。やることにだいが前向きじゃなかったわけ。しかし、当時の久保議員あたりが観光の立場として、とにかく目玉になるものを作っていたきたいと、そうすることによって太良町の観光の柱になるじゃないかというようなことで、一生懸命熱意ある運動をしたもので、その気持ちに動かされて杉崎町長が踏み切った、建設の経過があるわけですよ。その時も議会の中で杉崎町長いつもいっていたことは、箱物をつくれれば、必ず維持管理に金がかかると、そうすれば、非常に支出負担になるからというようなそういうあれを含めてどうするかということをはっきりいつてきた。その時、観光協会の久保議員あたりが、それは私たちが責任を持ってやります。というようなことで取り組んできたわけ。ただ一点、望遠鏡だけでも据えてもらって、それをいくらか賃とりにまわしてもらうことはできないだろうかというようなこともあったもんですから、そういうことであれば、そうしましようというのが今日まで来たところの経過なんですよ。だから、十分その辺の検討をしていただいて、そして、どれが一番安あがりでもいいのか、見直しと取り組みをはかってもらいたいと思うわけ。その辺について町長はどう考えられるか。

町長（百武 豊君）

同感です。双眼鏡をね、私が姫路城にいて2台すわっとった。これが月に30万以上あがってきたから、これは金を誰も使うものだから、双眼鏡はうちの経営にしましょうといったけれども、それはおまかせしましょうと\_\_\_\_\_いわれてですね、そういう結果になったんだけど、それはそのとおり、管理はうちでやりますということでした\_\_\_\_\_。見直しの対象になります。

中溝委員

ひとつ取り組んでもらいたいと思います。それから、私3日間の決算審査をずっと見てきたわけですが、予算に対する支出の執行状況とかあるいは財政運営がどうなされているかとか見てきたわけですが、総務課、農林水産課、企画商工課、これには、負担金と補助金というのが非常に多いわけ。これは、何億からなっているわけ。しかし、この性質はね、やっぱり制度法令上義務的なものと、もうひとつは、協議会各団体等の任意的なものがあるわけですから。ちょうど杉崎町長が当選したときに、財政的に今後は十分な見直しをしてはからなければならないというような観点から、思い切ったところの見直しと検討をして望んだ経過があるわけですよ。だから、この問題については、負担と交付のバランスがうまくいって効率があげられるような思い切った決断で、行政効果をあげていただく方向に持っていくということが大事なので、この辺のことについては、十分な見直しと検討をすべきだと思いますが、町長はどう思われているか。

町長（百武 豊君）

竹崎城址のことをいえば、利用者が増えてればいいですよ。

中溝委員

竹崎城址じゃなくして、総務課、農林水産課、企画商工課というのは負担と補助金が非常に多いわけですよ。その辺は、削るものは削って、活かすものは活かして、そして、つけなければならないところはつけないといけないと思うわけ。そういうことで行政の効率が上がるような方向で、厳しい財政事情の中ですから、当然考え、検討していかなければならない。まず、メスをあてんといかん対象だと。

町長（百武 豊君）

そのとおりです。住民投票によって住民は姿勢を示したんだから、これからは単独でやっていくことを想定して財政一般を支持しているので、削るものは削ると、しかし、本当にやる気のあるところには補助をしたいとそう思っています。

中溝委員

その辺は町長の決断が問われるところじゃないかと思います。

それから、もう一点、だいたい総務課というのは、報告書の5ページを見てもらってもわかるように、これはですね、人件費の問題、物件費の問題もろもろの支出を抱えたところの実権を握った担当課なんですよ。今から厳しい財政事情を迎えるにつけては、避けて通れない行財政改革の本丸であるわけですよ。だから、担当課長としては、その



リーダーシップを発揮するためにも、抜群の熱気と努力は示されなければならないこれからの時代だと思うわけですから、担当課長の総務課長がそういったリーダーシップを発揮できるように 17 年度あたりから特に取り組んでいかなければならないと思うわけですが、どういうふうに思っているのか。

町長（百武 豊君）

国が今やっているのは、何もせんで\_\_\_\_\_。今度の改革については、まず町がやってみせるんだと、そして、住民におはかりをすると。町は何もせんで住民に痛みをやってはいかんと。職員の役場の駐車場をまずとれといったけれども、そこまではどうですかと、よそもやっているところもあるぞと。まず役場から姿勢を示せとっております。そういう姿勢で望みたいと思っています。

総務課長（岡 靖則君）

13 年度から 17 年度にかけて行財政改革となっておりますけれども、\_\_\_\_\_については、調整を図りながら、\_\_\_\_\_。

中溝委員

私はいつも感じるわけですが、今までの役場というのは、自分のポジションを無難に過ごせば勤まっていきたい時代だったわけですよ。しかし、これからは住民のための町づくりでないとなかなか役に立たない時代でもあるし、職員一人一人が自分のポジションは自分で守って町づくりを果たしていくといった使命感がないとなかなか今からの時代に対応することができないと思います。だから、そういうような考え方にたってやっっていけば、与えられた自分のポジションは、町長以上のプロ的な立場ですよ。町長さん以上に課長さんは知っているわけですから、そういう使命感に燃えれば、町長にも「これはこうですよ」といった厳しい姿勢も示しながら責任を果たしていくといった方向で頑張っていたらいいと思うんですよ。そのためには、職員と課長の指揮監督の権限をもった助役の役割というのは非常に大きいと思いますので、その辺どう感じておるのか。これは大事な視点ではなからうかと思っております。

助役（木下慶猛君）

いわれるように、今後の財政の運営についての検討会を 2 回ほどやりました。いろいろ意見はありましたが、まだ、それを発表する段階じゃないですが、とりあえず、人件費につきましては、13、14 年と県人勸からあがったでしょ、そのまま据えていますので、そこらへんの話がでてくるものですから、まだ全体的にまとめていないですけども、今取り組んでいるところでございます。

中溝委員

相撲でいえば押してもだめなら引いてみよじゃないですが、そういう執念で、自治体の生き残りをかけた使命感に燃えないとダメだと私は思うものですから、ぜひ意識の一新をして取り組んでもらいたいと要望をしておきます。

議長（田口 靖君）

今の経費節減に関連してですけれども、決算書の 68 ページ、\_\_\_\_ 需用費ですね。不用額が 2,559 千円ありますが、決算額と比較してみますと、光熱水費に\_\_\_\_ 8,900 千円という金額を見てみますと、\_\_\_\_ 決算額に対して予算額が\_\_\_\_ 7,330 千円という実績というのが、努力されて減額されているんですが、\_\_\_\_ 前年度の予算よりも減っている\_\_\_\_、そこらへんに\_\_\_\_、だいたい\_\_\_\_。実績はあがっていますが、\_\_\_\_。

総務課長（岡 靖則君）

光熱水費については、\_\_\_\_ 一括しているものですから、調整の問題で割り振りの問題で全体的に\_\_\_\_ 例年これくらいの金額でいけるということならば、\_\_\_\_。できるだけ経費がかからないようにしていますけれども、\_\_\_\_ できるだけ節減をするということにしていますので\_\_\_\_。

議長（田口 靖君）

行政実績報告書の 36 ページの基金のことでお尋ねしたい。決算書の 80 ページ財政調整基金のなかで、積立金 119,963 千円、基金利子が 35,078 円、この財政調整基金の積立金の金額 42,900 千円の差は、後で聞いたところでは、歳入歳出の繰越剰余金の積み立てた金額ですけれども決算書等で見れば、その金額はどこにあがってくるのか。

財政課長（大串君義君）

15 年度の積み立てた金額というのは、14 年度の決算で出てきた剰余金の 2 分の 1 以上を積み立てるということでですね、予算外に積み立てるということで、この 15 年度の決算書には出てきません。14 年度の決算書で出てくる金額でございます。

議長（田口 靖君）

2 分の 1 は\_\_\_\_\_。

財政課長（大串君義君）

そうです。

中溝委員

報告書の 58 ページ、ここに消防施設の整備状況というのがありますが、消防ポンプ自動車 3 台、積載車 25 台、小型ポンプ 25 台、この辺非常に太良町の場合、更新の周期が、新車購入ができていますようですが、だいたいこれは今まで周期的に更新をやっているようですが、耐用年数は何年くらいと想定して取り組んでいるのですか。

総務課長（岡 靖則君）

耐用年数過ぎても使用するようになっています。昨年場合は、更新の時期がありましたけれども、財政的に苦しいということで更に延長しまして、古いのになりますと昭和 58 年に\_\_\_\_\_ できるだけ消防\_\_\_\_\_ 状況です。

中溝委員

その辺は実態に合わせた更新のサイクルが、大事ではなかろうかとそういうような検討をして取り組むべきではなかろうかと思うものですから。

総務課長（岡 靖則君）

そこらへんにつきましては、計画的に取り組むということで中期財政計画に掲載して計画的に取り組むようにしています。

恵崎委員

報告書の2ページ、意見書の21ページ、これを見たら、15年度は0.253となっているんですよ。これはどっちが本当ですか。

財政課長（大串君義君）

0.252が正しい数字です。当初0.253ということで資料作成しておりましたけれども、県の方から端数関係でございますけれども0.252にしてくれということでありましたので。

恵崎委員

ハンドブックを見ていたら、13年度は0.242になっていたのですね。少しずつ数字的にはあがっていますが、基準財政基準額は、実質あがっているのですか。

財政課長（大串君義君）

そうです。

中溝委員

報告書の37ページの外国人登録といったら33人くらいと、去年とあんまり変わらない数字になっていますが、これは町内の企業に来ておられる方ですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

内訳について説明します。中国から研修生として24の方が来ていらっしゃいます。中国の永住者の方が3人、韓国からの永住者の方が2人、それからフィリピンから2人です。ニュージーランドからALTさんで1人、パプアニューギニアから農業の研修で1人です。

恵崎委員

ほとんど女性でしょ。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

パプアニューギニアの方とニュージーランドの方は男性です。

坂口久委員

今の関連で、嫁さん対策で、中国、韓国、フィリピンの女性の嫁さんを介して呼ぶことはできないだろうか。

町長（百武 豊君）

それは前にも申し上げたように、\_\_\_\_\_韓国や台湾にはおりますよというから、日本語ではうまくいからないから、公の仕事でなら男性を募って訪問して、領事あたりと話

をして見合いでもやってみたいと思うけれども、町村合併問題でバタバタさせられてそんな余裕はないと、落ち着いたらそれをやりたいといったけれども。

恵崎委員

永住者の方は結婚されてるけれども、研修生の方なんかは、実態はわからないけれども、独身の方が多いならそういう人と町の交流会なんかは、企画はどうですか。

町長（百武 豊君）

今来ている 24 人の方は、ほとんど 2 年か 3 年か居て、200 万か 300 万ためて、帰って新しい家を作りたいとか新しい起業をはじめたいとか目的があるわけですよ。だから、そんな\_\_\_\_。そういう対象に\_\_\_\_。一番大事なのは、35 歳以上で一生懸命やっておる方、そういう人に幸せを与えたい。20 代の方はいつでも飲み会是可以するわけですよ、35 過ぎたら見合いの場でもならんと恥ずかしくて出られない。そういう人にできないかなと\_\_\_\_呼んだらいいなと思います。

助役（木下慶猛君）

1 人か 2 人は、日本語がわかる人がいたものですからその人が向こうにいったるものだからわからないですよ。

町長（百武 豊君）

最近、大川内の鮎祭りとかふるさと祭りきて、手早くやって一流だなと思った。

決算審査特別委員長（末次利男君）

ほかに質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論なしと認めます。

よって、これより議案第 62 号から議案第 67 号までの 6 つの議案を一括して採決します。

議案第 62 号 平成 15 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 平成 15 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 64 号 平成 15 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 65 号 平成 15 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 66 号 平成 15 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 67 号 平成 15 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 6 議案は、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

御異議なしと認めます。

よって、平成 15 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了します。

お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもって、企業会計、一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたしますが、閉じるにあたりまして一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、8日、10日、12日と3日間にわたりまして終始慎重にご審議いただきましてまことにありがとうございました。また、執行部におかれましては、審議の過程で出された意見を十分に踏まえて、新年度の予算編成に十分な対応をしていただきたいと思います。審査の過程で出ました三位一体の改革というのが国から押し進められておりますが、町の歳入状況を見ますと、依存財源に大きく頼っている状況でございますので、一層の行財政改革をしていただきまして、町民の付託に答えていただきたいと思います。

最後に町長のごあいさつをお願いします。

《 町長あいさつ 》

午後 3 時 00 分 閉会